(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 8月 日

愛知県知事殿

提出者

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 氏 名 愛知県公営企業管理者 企業庁長 井上貴弘 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-961-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	愛知県愛知用水水道事務所 知多浄水場
事	業場の所在地	知多市佐布里字西池之脇8
計	画 期 間	令和2年4月1日~令和3年3月31日
当該	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	3 6 : 水道業
	②事業の規模	
	③従 業 員 数	20人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	添付資料 産業廃棄物処理計画 廃棄物発生フロー図

(日本産業規格 A列4番)

産業	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
	(管理体制図)					
	添付資料 産業廃棄物処理計画3 (1) のとおり					
産業	業廃棄物の排出の抑制に 「	.関する事項 T				
		【前年度(令和元年	干度	〕 実績】		
		産業廃棄物の種類	į	净水処理汚泥		
		排 出 量	ţ	38, 900 t	t	
	① 現状	(これまでに実施した取組)				
		 添付資料 産業廃棄物処理計画4のとおり				
	②計画					
		産業廃棄物の種類	i	净水処理汚泥		
		排出量		39, 504 t	t	
		(今後実施する予定の取組)				
		(71久天心りつ」だい収証/				
		添付資料 産業廃棄物処理計画4のとおり				
産業	- L					
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 添付資料 産業廃棄物処理計画5のとおり				
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組 ②計画 添付資料 産業廃棄物処理計画5のとおり					

自ら行う産業廃棄物の)再生利用に関する事項				
	【前年度(年度	度) 実績】			
	産業廃棄物の種類				
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t		
DOLON	(これまでに実施した取組	1			
	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組	且)			
 自ら行う産業廃棄物の	 D中間処理に関する事項				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t		
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組	(これまでに実施した取組)			
	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う	,			
	産業廃棄物の量	t	t		
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組	(今後実施する予定の取組)			

自	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
		【前年度(年度)実績】		
	① 現状	産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した	上取組)		
		【目標】			
	②計画	産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	
		(今後実施する予定の)取組)		
産	業廃棄物の処理の委託に	関する事項			
		【前年度(令和元年度	度)実績】		
	①現状	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥		
		全処理委託量	38, 900 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	3, 950 t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
		(これまでに実施した	三取組)		

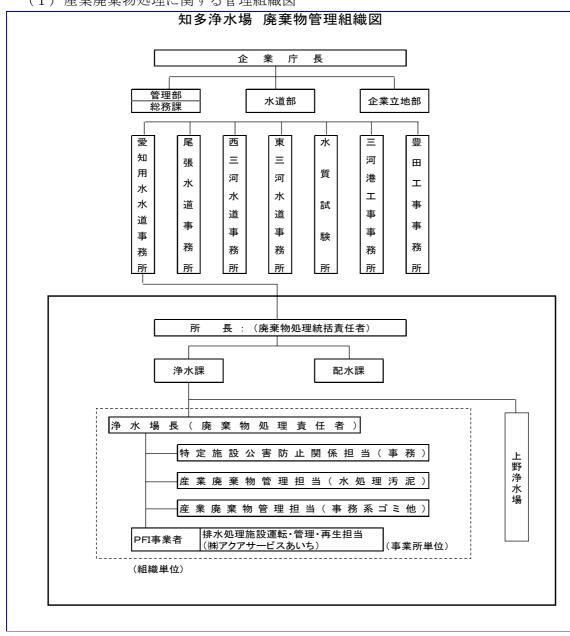
(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
		全処理委託量	39, 504 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の)取組)	
*	事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

- 3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - (1) 産業廃棄物処理に関する管理組織図



4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 目標の設定

- ・平成20年2月に天日乾燥から機械脱水に全面的に切り替わった。
- ・同時にPFI委託になり、実績値は平成30年度を採用し、浄水汚泥(PFI)の実績値を元に、平成30年度の処理取水量と平成31年度の予算水量の比率で算出した。
- ・取水量は給水量に依存し、給水量は給水人口の変動と産業活動・市民生活により増減する。

(2) 具体的取り組み

このように、発生量(泥水レベル)を左右する大きな要因が外的なもので、浄水場の自助努力で発生量(泥水レベル)を抑制する余地が少ない。

しかし、水処理から発生する泥水レベルの発生量を低下することが困難ではあるが、汚泥濃縮槽で 沈降させ上澄水を原水に還元することにより汚泥発生量のほとんどを再処理し水道用水に使用し ている。

また汚泥濃縮槽で濃縮された汚泥は、民間委託による排水処理施設で機械脱水しケーキにして培養土、土壌改良などに有価で売却するよう有効活用をはかり、産業廃棄物を減量することを目標とする。

(3) 研修・教育制度

• 水処理

水処理から発生した泥水は、水処理過程で沈降処理することにより上澄水を取水に還元し、再利用している。

還元水が発生量(泥水レベル)を低減する大きな要因であることから、随時ミィーティングを行い、積極的に使用し、汚泥濃縮槽等の管理を行うよう全職員に徹底する。

また排水処理施設の運転委託業者である株式会社アクアサービスあいちと作業前にミーティーングを行い、汚泥の機械脱水が適正に行われるようにする。

研修

各種研修・講習会に積極的に参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上を目指す。 特別産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理施設技術管理者の講習会を適宜受講させ、欠員が 生じないようにしている。

(4)情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開される。

5 産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 目標の設定

水処理施設以外からの浄水場での維持管理業務・事務業務からの廃棄物の発生抑制を目標とする。

(2) 具体的取り組み

ア 維持管理業務

老朽化した施設が多く、補修・交換を行っているが、できる限る既存資源・設備を有効利用・ 再利用するよう設計・施工する。

(ア) 施設更新年数の延伸

各設備の施設更新は法廷除却年数でなく、企業庁独自で法定除却年数に上乗せし、施設を利用することで全体的な発生を抑制する。

(イ) 資源の再利用

る過池では、数年ごとにろ過砂の入れ替えを必要とするが、全量交換せず既存材料をクリーニングし、不足分を補うことで廃棄物の発生を抑制する。

(ウ) 適正な処分

機器の補修・交換から発生した廃棄物は他の廃棄分と混合せず、施工業者に処分費を支払い処分する。

(エ) 記録紙の節減

保存期間を過ぎた記録紙を反転し裏面を利用するなどの再利用をする。

イ 事務業務

紙資源の節減 保存期間を過ぎた書類の裏面を利用するなどの再利用をし、紙資源の節減・廃棄量の節減をする。

(3) 教育・研修制度

各種研修・講習会に積極的に参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上を目指す。

(4)情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開される。

(5) 分別に係る施設の設置状況

事務業務から発生する廃棄物は、大別して「可燃物」と「不燃物」に分別し、それぞれ異なる 収集袋に入れ、保管する。

本館工具室に置き、飛散・散乱を防ぐものとする。

(6) 中長期的課題

事務業務は、各個人のパソコンがLAN(WAN)で接続されることでペーパーレス化を図る。

(7) 委託処理の状況 (契約の状況)

一般事務系ゴミは、一般廃棄物を収集して所轄清掃センターに運搬する。

(収集物)

可燃物、生ゴミ及び燃える塵

不燃物、空瓶、空カン等

廃棄物発生フロー図

